

短期入所生活介護重要事項説明書

＜令和 7 年 1 月 1 日現在＞

- 1 当施設が提供するサービスについての相談・苦情等窓口（10:00～17:00）
 - ・担当：係長生活相談員 中村 通啓 電話番号：048-726-6514
 - ・解決責任者：施設長 沼田 博 電話番号：048-726-6514

*当施設以外に市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

 - ・上尾市高齢介護課 電話番号：048-775-5111（代）
 - ・埼玉県国民健康保険連合会 電話番号：048-824-2568（代）
 - ・第三者委員 柴崎 篤房 電話番号：080-9647-1012
安部 雅子 電話番号：080-9647-1257
- 2 「短期入所生活介護事業所 あげぼの」の概要
 - (1) 提供できるサービスの種類
 - …短期入所生活介護サービス及びそれに付随するサービス
 - (2) 施設の名称及び所在地等
 - ＜所在地＞ 上尾市大字上野567番地
 - ＜施設名称＞ 短期入所生活介護事業所 あげぼの
 - ＜介護保険事業者番号＞ 1171600271
 - (3) 施設の職員体制（介護老人福祉施設と兼任） *（ ）は男性再掲

		常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名(1)		サービス管理全般	1名
医師			2名(2)	診療、健康管理等	2名(2)
生活相談員		3名(3)		生活上の相談等	3名(3)
栄養士		2名		栄養管理等	2名
機能訓練指導員		2名		機能訓練等	2名
介護支援専門員		3名(2)		サービス計画の立案、管理等	3名(2)
事務職員		8名(5)	1名(1)	一般事務、料金請求等	9名(6)
運転手			1名(1)	送迎車両の運転及び営繕等	1名(1)
庶務			3名	食事介助、清掃等	3名
洗濯職員			2名	洗濯等	2名
看護 介 護 職 員	看護師	6名(1)	3名	医療、健康管理業務等	10名(1)
	准看護師	1名			
	介護福祉士	55名(32)	5名	日常介護業務等	69名 (34)
	1～2級修了者	2名	2名(1)		
	実務者研修	1名(1)	1		
	その他	0名	3名		

(4) 施設の設備の概要

【定員】		8名	静養室	2室
居室	4人部屋	1室	医務室	1室
	2人部屋	2室	機能訓練室	1室
食堂	2室		談話室	1室
浴室	一般浴槽、リフト式浴槽、チェアーインバスがあります。			

3 サービス内容

① 食事…朝食 7:45～

昼食 11:50～

夕食 17:30～

* 原則、食堂にておとりいただきます。

② 入浴…週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の状態に応じ、特別浴または清拭となることがあります。

* 入浴提供日：月・火・水・木・金・土

③ 介護…ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。

* 着替え・排泄・食事等の介助、体位交換、シーツ交換、施設内移動の付き添い等

④ 機能訓練…必要に応じ訓練室等において機能回復訓練を行います。

⑤ 生活相談…常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑥ 緊急時の対応

…利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡します。

⑦ 安全管理…防災、避難訓練等、設備を含め安全面に常時配慮しています。

⑧ 療養食の提供

…当施設では、通常メニューの他に、医療上必要な場合等のために療養食（医師の食事箋に基づき調理される食事）をご用意しております。詳しくは、職員にお尋ねください。料金は別途かかります。

⑨ 所持品等の保管

…特別な事情がある所持品等については、お預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは、職員にお尋ねください。

⑩ レクリエーション

…日々のクラブ活動のほか、種々の行事が行われます。行事によっては、別途費用がかかるものもございます。詳しくは、その都度ご説明のうえご承諾をいただきます。

⑪ その他のサービス

- ・ 通院サービス：医療上必要な場合は、通院サービスが行われます。
- ・ 理美容サービス：当施設では、理美容サービスを実施しております。
料金は別途かかります。
- ・ その他のサービス：介護保険の適用を受けられないサービス等については、
その都度お申し出を受けご相談させていただきます。

4 利用料金 (地域区分により 1単位=10.33円)

(1) 基本料金

①短期入所生活介護費

1日 当たり	多床室			従来型個室(空床利用)		
	自己負担 割合 (1割)	自己負担 割合 (2割)	自己負担 割合 (3割)	自己負担 割合 (1割)	自己負担 割合 (2割)	自己負担 割合 (3割)
要介護1	603単位	1206単位	1809単位	603単位	1206単位	1809単位
要介護2	672単位	1344単位	2016単位	672単位	1344単位	2016単位
要介護3	745単位	1490単位	2235単位	745単位	1490単位	2235単位
要介護4	815単位	1630単位	2445単位	815単位	1630単位	2445単位
要介護5	884単位	1768単位	2652単位	884単位	1768単位	2652単位

(共生型短期入所生活介護の場合…基本単位×92/100)

②加算

加算項目	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
看護体制加算Ⅰ/Ⅱ	4/8単位/日	8/16単位/日	12/24単位/日
看護体制加算Ⅲ/Ⅳ	12/23単位/日	24/46単位/日	36/69単位/日
機能訓練指導体制加算	12単位/日	24単位/日	36単位/日
生活機能向上連携加算Ⅰ/Ⅱ	100単位/月(3カ月/1回限定) 200単位/月 ※個別機能訓練 加算算定している場合100単位	200単位/月(3カ月/1回限定) 400単位/月 ※個別機能訓練加算 算定している場合100単位	300単位/月(3カ月/1回限定) 600単位/月 ※個別機能訓練加算 算定している場合100単位
夜勤職員配置加算Ⅰ	13単位/日	26単位/日	36単位/日
サービス提供体制加算Ⅰ/Ⅱ/Ⅲ	22/18/6単位/日	44/36/12単位/日	66/36/18単位/日
緊急短期入所受入加算	90単位/日 7日間限定 やむを得ない場合14日間	180単位/日(7日間限定) やむを得ない場合14日間	270単位/日(7日間限定) やむを得ない場合14日間
認知症専門ケア加算Ⅰ/Ⅱ	3/4単位/月	6/8単位/月	9/12単位/月
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	260単位/日	360単位/日
個別機能訓練加算	56単位/日	112単位/日	168単位/日
医療連携強化加算	58単位/日	116単位/日	174単位/日
在宅中重度者受入加算	421/417/413/425単位/日	842/834/826/850単位/日	1263/1251/1239/1275 単位/日

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日 (7 日間限定)	400 単位/日 (7 日間限定)	600 単位/日 (7 日間限定)
生活相談員配置等加算 (共生型)	13 単位/月	26 単位/月	39 単位/月
看取り連携体制加算 (死亡日及び死亡日以前30日以下に限る)	64 単位/日	128 単位/日	192 単位/日
送迎加算 (片道につき)	184 単位/日	368 単位/日	552 単位/日
口腔連携強化加算	50 単位/回 (1 月に1回が限度)	100 単位/回 (1 月に1回が限度)	150 単位/回 (1 月に1回が限度)
療養食加算	8 単位/回 (1 日に3回が限度)	16 単位/回 (1 日に3回が限度)	24 単位/回 (1 日に3回が限度)
生産性向上推進体制加算 I/II	100/10 単位/月	200/20 単位/月	300/30 単位/月

※各月の施設・職員の体制・利用者の状況により加算内容が変更となる場合がございますのでご了承ください。

③介護職員等処遇改善加算・・・その月の上記①・②・③の該当する自己負担分(1割)＋介護報酬保険給付分(9割)の総単位数に1000分の140・136・113・90に相当する単位数を加算します。

④食費…1日あたり1,900円(朝食430円・昼食800円・夕食670円)

⑤滞在費…1日 多床室 915円 / 従来型個室 1,231円

※④・⑤において負担限度額認定証をお持ちの方は認定証に記載された負担金額となります。

(2) その他の料金……………上記のほか、レクリエーション費用、理美容費、買物サービスの費用などは自己負担になります。

(3) 利用開始前のサービスの中止

利用開始前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、前日の17時までに連絡していただきます。

(4) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数をもとに計算します。

※以下の場合には、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

毎回、短期入所生活介護の終了後、請求書をお渡ししますので、利用終了日にお支払ください。お支払いいただきますと領収証を発行します。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

まずは、お電話等でお申込みください。

ご利用期間決定後、契約を締結いたします。ご利用の予約は2ヶ月前からできます。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効になります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合……入所日の翌日
- ・ 利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合……非該当となった日
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合……死亡日の翌日

③ その他

以下の場合、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。この場合、契約終了後の予約は無効となります。

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払を30日以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合
- ・ 利用者やご家族などが当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- ・ 止むを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合

なお、利用者の止むを得ない事由により契約終了後の施設利用があったときは、実費を請求します。

7 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

緊急連絡先 ①		
住	所	
氏	名	
電 話 番 号		
続	柄	
緊急連絡先 ②		
住	所	
氏	名	
電 話 番 号		
続	柄	

8 その他

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業所あけぼの利用にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 上尾市大字上野567番地
 名称 社会福祉法人 彩光会
 短期入所生活介護事業所 あけぼの
 理事長 中村康彦 印

説明者 所属 生活相談員
 氏名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
 氏名 印

身元保証人 住所
 氏名 印